
第73回接続料研究会の追加質問に対する回答

2023年6月27日
株式会社NTTドコモ

着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理②関係（関口構成員）

問 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されています。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすることが良いと考えます。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要だと思われれます。

その場合、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けについて、指定設備設置事業者としてはどのような措置が良いとお考えですか。

回答

- 着信接続料については個別の事業者との協議を通じて合意形成を図ることが基本であるため、一方的にビル&キープ方式を採用することにはならないと考えます。
- また、ビル&キープ方式の導入に係る必要な措置として、接続約款に何らかの規定の追加する必要があると考えます。ただし、具体的な内容については、今後の議論を踏まえて検討する必要があると考えます。
- なお、その前提として、二種指定事業者がビル&キープ方式の選択制を接続約款に記載することについて、総務大臣が事業法第34条第3項に基づく約款変更命令を出さないことを制度上担保いただく必要があると考えます。